

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ホンジョー（以下「当社」という）における役員の報酬の支給について定める。

(役員定義と適用範囲)

第2条 この規程において役員とは、株主総会で選任された取締役および監査役をいう。

2 役員待遇の相談役、顧問については、この規程を準用する。

(報酬等の額)

第3条 取締役社長は、株主総会の決議によって定められた総額の範囲内において、役員に報酬を支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は月額で定め、会社の給与支給日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払う。

(通勤手当)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、社員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は、社員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等及び控除することについて、本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。

3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行なうものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は取締役社長が別に定める。

(施行日)

附則 本規程は、令和3年3月1日から施行する。